

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	母子及び父子家庭等医療費助成制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮古島市は、母子及び父子家庭等医療費助成制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子及び父子家庭等医療費助成制度の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

宮古島市長

公表日

令和5年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子家庭等医療費助成制度に関する事務
②事務の概要	母子及び父子家庭等(以下「母子家庭等」という。)医療費助成制度に関する事務に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、母子家庭等の福祉の増進をはかる事を目的とする。また、申請、届出、通知、審査及び確認等に関する事務を適切に執行するために、特定個人情報を次の業務にしようする。 ①受給資格の申請、現況届、審査、登録、各種変更、喪失に係る業務 ②医療費助成の申請、助成に係る業務 ③受給者への行政処分に係る通知等に係る業務
③システムの名称	COKAS-R AD II
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項 ・宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表1-3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 児童家庭課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 代表(0980)72-3751
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 児童家庭課 代表(0980)72-3751

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成20年12月22日	II . 1	平成27年2月19日時点	平成28年12月22日時点	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月22日	II . 2	平成27年2月19日時点	平成28年12月22日時点	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月22日	3. 個人番号の利用	利用までに制定する条例に規定する。(番号法第9条第2項)	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例 第4条	事後	条例制定に伴う変更
平成29年12月22日	I . 5. ②	課長 濱川 勝	課長 砂川 克佳	事後	人事異動に伴う変更
平成29年12月22日	II . 1	平成27年12月19日時点	平成29年12月22日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月22日	II . 2	平成27年12月19日時点	平成29年12月22日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月20日	II . 1	平成29年12月22日時点	平成30年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月20日	II . 2	平成29年12月22日時点	平成30年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
平成31年3月8日	IV . 1		[基礎項目評価書]	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV . 2		2)十分である	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV . 3		2)十分である	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV . 3		2)十分である	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV . 4		[○]委託しない	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV . 5		[○]提供・移転しない	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV . 6		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV . 7		2)十分である	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV . 8		[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV . 9		2)十分に行ってている	事後	新しい様式に伴う追記
令和1年12月19日	I . 5. ②	課長 砂川 克佳	課長	事後	人事異動に伴う変更
令和1年12月19日	II . 1	平成30年12月20日時点	令和1年12月19日時点	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月19日	II . 2	平成30年12月20日時点	令和1年12月19日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年11月11日	II . 1	令和1年12月19日時点	令和2年11月1日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年11月11日	II . 2	令和1年12月19日時点	令和2年11月1日時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月14日	I . 1. ③	PLANETS / COKAS-R Ad II	COKAS-R AD II	事後	システム変更に伴う修正
令和5年2月14日	I . 3	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例 第4条	・番号法第9条第2項 ・宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表1-3	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月14日	II . 1	令和2年11月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月14日	II . 2	令和2年11月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	見直しに伴う変更